

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>御前崎市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
御前崎市長

公表日
令和5年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定める事業 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理、妊娠の届出に係る事実の確認 5 母子健康手帳の交付、再交付 6 妊産婦の訪問指導 7 未熟児の訪問指導 8 低体重児の届出の受理、低体重児の届出に係る事実の確認 9 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の申請の受理 支給の決定、台帳の整備、医療券の交付、給付決定の通知、費用の徴収
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法 第9条第1項、別表第一 49項 ②番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、69の2、87の項（別表第二における情報照会の根拠）69の2、70の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府令第7号）（情報提供の根拠）第19条各号、第30条第8号、第44条各号（情報照会の根拠）第39条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-6666
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-6666
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和1年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和2年4月20日	特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	電話 0537-85-1120	電話 0537-85-6666	事後	課内における取扱い担当の変更をしたため
令和2年4月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム「健康かるて」、妊産婦健診、乳幼児健診	健康管理システム、団体内当方宛名システム、中間サーバー	事後	番号法の改正による修正
令和2年4月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③システムの名称	①番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」等の項のうち、 第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による給付・支給等に関する情報」が含まれる項 （26、56の2、87の項） ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」等の項のうち、70の項	①番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠）69の2、70の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府令第7号） （情報提供の根拠）第19条各号、第30条第8号、第44条各号 （情報照会の根拠）第39条	事後	番号法の改正による修正 （令和2年6月から、特定個人情報番号86番（母子保健法による妊産婦又は乳幼児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報）について、情報提供ネットワークシステムへの接続を開始（情報連携）するため）
令和3年9月1日	I-4-②	①番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠）69の2、70の項	①番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠）69の2、70の項	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年11月20日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和4年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年11月20日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新した ため。
令和5年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	